

□■受験対策ミニ講座 8号 2022□■（養成所ニュースプラス 13号）

33、34期生の皆さん国家試験受験対策講座のご案内は、お手元に届きましたか。ご活用ください。

さて、今回は「低所得者に対する支援と生活保護制度」から生活福祉資金貸付制度についてです。いつものように選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかも考えてみましょう。

■Plus Quiz

【33回問題 69】生活福祉資金貸付制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 借入れの申込先は、福祉事務所である。
2. 借入れの申込みは、民生委員を介して行わなければならない。
3. 資金貸付けと併せて必要な相談支援を受ける。
4. 償還の猶予はできない。
5. 総合支援資金は、連帯保証人を立てないと貸付けを受けることができない。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

・(33期生) 修了に関する書類は、10月31日(月)に発送予定です。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(34期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。本養成所の受講認定基準を満たした方に対して、11月初旬に支給申請に必要な書類を発送予定です。

・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

・第35回国家試験は、令和5年2月5日(日)です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催予定です。

第33・34期生の皆様にご案内を郵送しましたので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。なお、受験対策ガイドダンス動画及び全科目対応のオンデマンド動画は、配信期間前ですが視聴可能となっています。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 正答と解説】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、雇用も大きな影響を受けました。特に女性や非正規で働く人の割合が高い飲食・宿泊業では、失業したり、失業しないまでもシフトが減る等の結果、給与が減少しました。

国は、コロナ禍において、各種給付金等に加え、生活費等のための貸付等を前例のない規模で緊急に実施しました。例えば、収入減となった世帯への支援として、特別定額給付金の支給や臨時特別給付金の支給を行い、休業等で一時的な資金が必要な方には、「生活福祉資金貸付制度」における緊急小口資金等の特例貸付を実施しました。しかしながら、貸付は返済を前提としており、来年1月から返済が始まりますが返済の困難な者が3割超、また、申請者が急増したため、「必要な相談支援」の対応が難しい等の状況も報道されています。

問題の「生活福祉資金貸付制度」は、社会福祉法に「第一種社会福祉事業」「生活困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業」と規定されています。この制度は、リーマンショック後の新しいセーフティネットの構築という観点から2009（平成21）年に見直されました。改正の主なポイントには、「総合支援資金」の創設、資金の種類等の整理・統合、連帯保証人要件の緩和、貸付利率の引き下げがあります。貸付資金の種類は、総合支援資金、福祉資金（緊急小口資金を含む）、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類になりました。また、2015（平成27）年の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、制度に基づく各事業と連携し、生活困窮者の自立促進を図ることが「生活福祉資金貸付制度要綱」に明記されました。貸付以外の制度活用も含め多機関の連携が求められます。

1. ×借入れの申込先は市区町村社会福祉協議会です。制度の実施主体は都道府県社会福祉協議会ですが、貸付業務の一部を市町村社会福祉協議会に委託できることとなっています。
2. ×借入れの申し込みに民生委員を介す必要はありません。
3. ○制度の目的には、「貸付けと必要な相談支援を行うことで、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定して生活を送れるようにすること」とあります。
4. ×要件に当てはまれば、都道府県社会福祉協議会会長の判断で償還を猶予できます。
5. ×借入れには、原則として連帯保証人を立てることが必要ですが、連帯保証人を立てない場合でも資金貸付を受けることができます。

*生活福祉資金貸付制度は、第33回に続き第34回でも出題されました。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus